

第258回3月定例教育委員会議事録

委員会次第

1. 開会宣言
2. 教育長あいさつ
3. 議事録の承認
4. 審議事項
5. 報告事項
6. その他
7. 閉会宣言

開会日時

令和5年3月27日（月）午後3時00分

会場

安来中央交流センター 音楽室

出席委員の氏名

教育長	秦 誠 司
委員	小 村 修 司
委員	加 藤 隆 志
委員	寺 田 禎
委員	平 野 千 恵

出席者の氏名

教育部長	原 みゆき	全議題
教育総務課長	遠 藤 浩 司	全議題
学校教育課長	三 保 貴 資	全議題
給食教育課長	石 原 秀 樹	全議題
文化財課長	金 山 尚 志	全議題
学校教育課主査	糸 賀 真 也	全議題
健康福祉部次長	吉 野 文 康	議第21号 報第29・30号
教育総務課主幹	青 戸 かおり	全議題

1. 開会宣言

午後3時00分 教育長が開会を宣言する。

2. 教育長あいさつ

(教育長)

例年になく、桜も早く開花いたしました。また伯太のチューリップも、日に

日に大きくなって、今日は寺田委員さんから素敵なチューリップをいただいたところでございます。車にも黄砂が積もって、春の訪れを感じます。

最初に、小村修司教育委員におかれましては、平成31年4月1日より、4年間教育委員をお務めいただきまして、この度任期満了によりご退任となりました。小学校勤務のご経験を踏まえながら、常に温かいご意見をいただき、安来市の教育行政の推進にご尽力を賜りましたところでございます。誠にありがとうございました。今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて3月に入り小・中学校ともコロナ対策をとりながらも無事卒業式を終了したところでございます。今年度の卒業生は、小学校は381名、中学生は374名でございました。

今年度の出生数はまだ未確定ではございますが、160人から170人台というような推測がなされております。10数年間で半減というような厳しい状況だということを改めて感じたところでございます。

また3月24日には修了式を行いまして、令和4年度を終了したところでございます。

それから、先日は適正配置の勉強会、検討会にお集まりをいただきありがとうございました。第9回の審議会の状況につきましては、後ほど詳しくお知らせをする予定ですので、よろしくお願い致します。

なお、新年度は、全ての小中学校とも4月10日に始業式を行いまして、11日に、午前中は小学校、午後から中学校が、それぞれ入学式というような予定になっておりますので、お知らせをしておきます。

3. 議事録の承認 第256回1月定例教育委員会

(承認)

4. 審議事項

1) 議第21号 安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(健康福祉部次長) 資料1により説明

安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてですが、この安来市特定教育保育施設というのは、幼稚園とか認定こども園とか保育所のことです。特定地域型保育事業というのは、小規模保育事業とか家庭的保育事業にあたります。今回、幼稚園が関係しますので、教育委員会での審議事項とさせていただいております。

条例改正の内容につきましては、児童福祉法の改正によりまして、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定が削除されたことに伴いまして、本条例の第26条を削除したものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

懲戒権に係る権限の濫用というのは、もともと民法の中に懲戒権規定というのがございまして、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があったことから、平成23年民法改正時に削除を含む見直しが検討されましたが、見送られたという経緯がございます。しかし、今回新たに必要ということになり、この26条に関するものは削除という形になりました。

(教育長)

議第21条、安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、懲戒権を削除するという内容ですが、ご質問等はありませんでしょうか。これは、民法が変わったことにより、児童福祉法も変更になったと、このような事情によるものでございました。

(承認)

2) 議第22号 安来市学校給食連絡協議会設置要綱の制定について

(給食教育課長) 資料2により説明

制定区分につきましては新規制定、制定理由としまして、学校給食費の公会計化に伴い、安来市給食センター給食会を廃止しまして、これに変わる新たな組織であります、安来市学校給食連絡協議会を設置するものでございます。

要綱の概要としまして、協議会の組織、所掌事務等を定めるものでございます。施行期日は令和5年4月1日でございます。第2条では具体的な所掌事務について、第3条では組織の内容について、第4条では会長及び副会長について、5条では委員の任期について、第6条では会議について、第7条では事務局について、それぞれ規定をしております。

この会議では、学校や保護者、関係者の方等と給食試食会や食育などの研修会を行いまして、意見交換を通じて今後の給食運営に役立てていくこととします。これまでの給食会に変わります新たな受け皿となり、運営していきたいと考えております。なお、年に1回から2回程度の会議の開催を予定しているところでございます。

(承認)

3) 議第23号 第3次安来市子ども読書活動推進計画について

(学校教育課長) 資料3により説明

本計画の策定につきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律において、市町村は市町村子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないと定められており、これまで安来市では、第2次まで計画を策定をして参りました。本年度が第2次計画の最終年度でありますので、第3次推進計画の策定に取り組ましました。

主な変更点は、計画の対象でございます。第2次計画においては、概ね15歳以下の全ての子ども、というふうになっておりましたけれども、新計画では、対象が概ね18歳以下の子ども、そして、子どもの読書活動を支える大人ということになっております。

基本方針につきましては、これまでの4つの柱を踏襲しており、それぞれの項目に沿って取り組みの推進を図っているところでございます。

計画の概要につきましては、家庭、地域、公立図書館、学校、就学前各施設において、この計画をもとに、それぞれの施策を進めていくというような形になります。

また、この計画の策定にあたっては、幅広い意見を反映するために、安来市教育委員会が委嘱した11名の方で組織される子ども読書活動推進会議に意見聴取をしております。

(委員)

かつては各学校で読書ボランティアの方が来ておられたんですけど、コロナにより、やめていた学校もあるので、今はどういう状況ですか。

(学校教育課長)

全体的なところは見えておりませんが、4月からは再開をしたいというような小学校もありまして、地域の方も、少しずつ声がかかって、学校の方に今後、朝の読書活動ということで入るといった話は聞いております。今後はコロナ禍も明け、そういった活動も再開されるのではないかと期待しています。

(委員)

この計画の対象の子どもの活動を支える大人というのは、ボランティアのことですか？地域によって、校区によって、違いがあるのではないのでしょうか。多いところもあると聞いていますが、私の住まう地区は少なくてなかなか増えず、メンバー集めにとても苦労しています。そういった声を含めて推進活動をしていただくと良いと思います。

(学校教育課長)

幅広い人材の方が入ってくださるところが良いところだと思いますので、推進計画に基づきながら、様々な関係機関に働きかけをしていくということが大切だと思っております。

(教育長)

そのための募集をしているのですか？

(学校教育課長)

学校によって違います

(委員)

退職されて家にいらっしゃるような、地域の年配の方々は、わりと継続的に来てくださるんですけど、保護者にもっと来て欲しいという思いがあります。自分の子どもたちの教育につながって欲しいからやっているのですが、保護者の関心は本当に薄いような気がします。ただ、働き盛りの方が朝来られるのは難しいので、地域の年配の方々に大いに助けてもらっているのが実態です。

(教育長)

電子図書館とか、電子媒体を使った読書活動等の動きも全国的に見ればあるし、電子的に配信するような書籍もあるんですけど、この辺りの扱いはいかがですか？

(学校教育課長)

今回の計画には入っていません。

(教育長)

電子図書館というのか、島根県立図書館は外部貸し出しなどはどうですか。

(文化財課長)

現時点では把握していません。

(承認)

4) 議第24号 令和5年度工事予定について

(教育総務課長) 資料4により説明

先月の定例教育委員会において、市議会3月定例会議提出議案として、教育部に所属する各課の新年度予算について説明をさせていただき、先日、議会の議決を経ましたが、教育部以外の課、地域振興課、文化スポーツ振興課所管の予算を含めて、教育関係の工事予定を説明いたします。

地域振興課におきましては、はくた文化学習館図書室の空調機器設置工事、文化スポーツ振興課におきましては、伯太体育館の耐震改修工事や、広瀬中央公園のテニスコート改修工事などが予算措置されております。

なお、昨年同様、今年度も当初予算事業別概要書を配布させていただきました。教育委員会に該当しますのは、3款民生費のうち放課後児童健全育成事業と、10款教育費となっております。また、11款災害復旧費には、史跡公園災害復旧費として文化財課の所管となります事業が掲載をされております。併せてご確認いただければと存じます。

(委員)

小中学校の空調設備改修工事とありますが、これも、もう老朽化しているから変えましょうということですか。

(教育総務課長)

今学校に設置しておりますのは、当初導入した家庭用エアコンです。教育委員会の方でも、最上階が家庭用エアコンではスペック的に無理があるといった報告も受けておりました、10年以上経ったもの、かつ、老朽化が著しいもの、そういったところで優先順位をつけまして、年次計画的に業務用の大きなエアコンに変えていくというものであります。

(委員)

かなりの該当があると思うが。

(教育総務課長)

本年度の具体的な予定も決まっておりますが、施設係の方で、全体的な判断の中で、緊急度の高いところから交換していくということで考えております。

(委員)

7月発注予定となっております、暑い時期ですが。一度にやってしまうということですか。

(教育総務課長)

夏休みの間ぐらいでないと、特に普通教室は難しいという事情があります。ただし、夏休みの期間に限定すると、業者さんもまた限られてきますので、その辺りも調整しながら、となります。これまでのところはコロナで、機器そのものがなかなか確保できない、納入されないといったこともありましたけども、最近その辺りも大分良くなってまいりました。基本的には計画しているものについては、概ね7月の夏休みのところで実施したいと考えます。

(委員)

現時点で壊れて使えない、不具合が生じてるということではなく、更新していくということですね。

(教育総務課長)

今のところ不具合は起こってはいませんが、性能的に落ちてきているという話は聞いています。なお5年度は、小学校は十神小、社日小、南小、中学校については三中、広瀬中を予定をしているところです。

(委員)

伯太体育館ですけれども、期間が15ヶ月、1年以上。入札からの時期とすると、工事期間は1年ぐらいだと思っておりますけれども、毎週、毎日のように使っておられるところがかなりあって、これらの利用者への救済措置みたいなことは検討されてありますか。近隣の小中学校を使ってもらおうとか。

(教育総務課長)

こちらは文化スポーツ振興課の所管になります。昨年、一昨年のところ、広瀬の体育館も同様の耐震改修を1年以上かけてやっております、それと同様に調整しながらということですので、利用される方には大変ご不便をおかけしますが、色々な大会等も他会場で行われるような、そういう措置となります。ただし、工事予定は昨年からもお伝えしておりますので、その辺りもある程度

調整がされているものと思います。

(委員)

三中裏の宮山古墳土砂崩れの工事が始まっています。令和3年7月豪雨は、たくさん被害があったと思われますし、まだ復旧の途中ではないかと思うんですけども、優先順位ってというのはどういうふうにして決められているのでしょうか。文化財に限らずのことかもしれませんが、納得いくお話がいただければと。

(文化財課長)

存在する文化財との位置関係、危険度等を勘案して協議し、できるものから行っています。基本的には補助金を受けますので、その辺りの協議、採択が出るかどうかというような事情も影響します。

(承認)

5) 議第25号 安来市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について

(文化財課長) 資料9により説明

改正理由でございますけれども、令和5年度から文化課を設け、文化財施設係を文化振興係に改め、文化に関する事務を文化スポーツ振興課から移管するなど、組織機構の改編を反映したものでございます。

改正の概要でございますけれども、3つの規則の改正を一括で行う内容となっております。対象の規則は、1つ目が事務局組織規則、2つ目が事務の専決及び代決に関する規則、3つ目が補助執行に関する規則となっております。

条文のつくりは、第1条が安来市教育委員会事務局組織規則の改正に関するもの、第2条が安来市教育委員会事務の専決及び代決に関する規則の改正に関するもの、第3条が安来市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の改正に関するものでございます。

まず、事務局組織規則に関する一部改正でございます。第2条は教育委員会の組織について定めるところですけれども、文化財課が文化課、それから係のところ、文化財施設係が文化振興係となっております。

第4条は教育総務課の事務分掌になりますけれども、13号の自校式給食に関すること、14号の調理員の研修に関すること、これらは今現在事務がなくなりましたので削るものでございます。それから17号の文化に関すること。これは補助執行の関係で教育総務課の方に所管がありましたけれども、今回の組織改編で、教育委員会文化課の方に事務が戻ってきますので削るという形になっております。

第7条が文化課の事務分掌となっております。4号から6号が、総合文化ホールに関すること、文化事業に関すること等でございますけれども、これが文

化スポーツ振興課から、文化課文化振興係に移管されることになっております。これに伴い、係のバランス、事務のバランスを見直すこととし、歴史資料館、民俗資料館、史跡公園に関する事務を文化財係に移管するものでございます。

続いて改正規則の第2条、専決代決に関する規則のものでございます。文化財課長が文化課長ということになっております。

それから、改正規則の第3条、補助執行の関係でございます。スポーツに関することについては、今回市民生活部文化スポーツ振興課がなくなって、政策推進部地域振興課の方に所管が移りますので、政策推進部長、政策推進部の職員に補助執行させるというふうになっております。

文化に関することについては、今まで教育委員会から市長部局の文化スポーツ振興課に補助執行をさせておりましたけれども、今回事務が教育委員会に戻ってくるということで補助執行の必要がなくなります。従いまして、文化に関することは削るということになっております。

附則といたしまして、この規則は令和5年4月1日から施行するものです。

(承認)

5. 報告事項

1) 報第25号 市議会3月定例会議について

2) 報第26号 安来市小中学校適正配置審議会の状況について

令和4年度に実施した基本方針説明会の最終集約及び第9回審議会の状況について報告。

3) 報第27号 令和4年度島根県学力調査結果について

4) 報第28号 令和4年度2学期不登校・問題行動等の状況について

5) 報第29号 令和5年度幼稚園・認定こども園入所決定状況について

6) 報第30号 島田こども園の令和5年度以降の運営について

令和5年度の申込数が開園基準を下回った島田こども園について、令和7年度より休園となる可能性があるとの現状を報告。

7) 報第31号 スポーツ推進委員について

8) 報第32号 人事について

6. その他

小村委員の後任として、議会の承認を経て、二中校区の青砥洋氏に新たな教育委員として就任いただくことを報告。

☆次回定例会：4月27日（木）

7. 閉会宣言

教育長が午後5時20分閉会を宣言し、3月定例委員会の日程を終了した。